

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後		改定前	
介護一時金特約条項 (中 略)		介護一時金特約条項 (中 略)	
<p>第1条 (介護一時金の支払) (1) この特約において支払う介護一時金は次のとおりです。</p>		<p>第1条 (介護一時金の支払) (1) この特約において支払う介護一時金は次のとおりです。</p>	
支払額	保険証券に記載された介護一時金額	支払額	保険証券に記載された介護一時金額
受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の介護年金の受取人（主契約の介護年金の受取人以外の者には変更することはできません。以下「一時金受取人」といいます。）	受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の介護年金の受取人（主契約の介護年金の受取人以外の者には変更することはできません。以下「一時金受取人」といいます。）
一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者がこの特約の責任開始期(※1)以後の傷害または疾病を原因として次のいずれかの事由に該当したとき。 ① 公的介護保険制度(別表2)による要介護認定(別表2)を受け、要介護2以上(別表2)に該当していると認定されたとき。 ② 要介護状態(別表3)に該当し、かつ、要介護状態(別表3)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したと、医師(※2)によって診断確定されたとき。	一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者がこの特約の責任開始期(※1)以後の傷害または疾病を原因として次のいずれかの事由に該当したとき。 ① 公的介護保険制度(別表2)による要介護認定(別表2)を受け、要介護2以上(別表2)に該当していると認定されたとき。 ② 要介護状態(別表3)に該当し、かつ、要介護状態(別表3)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続したと、医師(※2)によって診断確定されたとき。
支払事由に該当しても一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存(※3) ④ 戦争その他の変乱	支払事由に該当しても一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存(※3) ④ 戦争その他の変乱
(※1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。 (※2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を		(※1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。 (※2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を	

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
<p>持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいい ます。</p> <p>(※3) 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められ た分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、 F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、 アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。</p> <p><u>(2) 被保険者がこの特約の責任開始期(注1)前に発病した疾病を原因としてこ の特約の責任開始日(注1)からその日を含めて2年を経過した日以後にその 疾病の合併症(注2)を発症したと医師(注3)により診断された場合で、その 合併症(注2)を原因として本条(1)の支払事由①または②に該当したときは、 介護一時金の支払事由に該当したものとします。ただし、この特約の責任開始 期(注1)前に発病した疾病が、第12条(詐欺による取消、不法取得目的による 無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除)(1)③の規定により保 険契約者または被保険者に告知を求めた疾病(注4)でない場合(注5)に限り ます。</u></p> <p><u>(3) 本条(2)の規定は、別表4に掲げるいずれかの身体部位に生じた疾病を原因 として、その身体部位と別表4に掲げる同一の区分に属する身体部位に合併 症(注2)が生じた場合には、適用しません。</u></p> <p>(4) 介護一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が介護一時金の支 払事由に該当した時に消滅したものとみなします。</p> <p><u>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数 回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とし ます。また、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。</u></p> <p><u>(注2) ある疾病が原因となって生じる別の疾病(疾病の結果として生じる身 体部位の欠損または運動機能もしくは感覚機能の障害は含みません。)を いいます。例えば、糖尿病が原因となって生じる糖尿病腎症、糖尿病網膜 症、糖尿病神経障害等を行います。</u></p> <p><u>(注3) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持 つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいま す。</u></p> <p>(注4) その疾病について一定期間内に医師による診察、検査、投薬その他の治</p>	<p>持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいい ます。</p> <p>(※3) 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められ た分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、 F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、 アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。</p> <p>(2) 介護一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が介護一時金の支 払事由に該当した時に消滅したものとみなします。</p>

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後	改定前
<p><u>療を受けたことをこの特約に関する告知事項とした場合におけるその疾病をいいます。</u></p> <p><u>(注5) 責任開始期前に発病した疾病について次のいずれかに該当する場合は含みません。</u></p> <p><u>① 保険契約者または被保険者が告知をした後に発病した疾病であって、告知を求めた疾病(注4)と医学上同一の疾病に分類される場合</u></p> <p><u>② その疾病により一定期間内に入院し、または手術を受けたことが本条(注3)に定める告知事項以外のこの特約に関する告知事項に該当する場合</u></p>	
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>第11条 (責任開始期前の原因による特約の無効)</p> <p>(1) 次の①または②のいずれかの事由に該当した場合には、この特約を無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料(注1)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>① 被保険者がこの特約の責任開始期(注2)前の傷害または疾病(注3)を原因として次のいずれかに該当した場合(注4)で、その認定された日または診断確定された日からその日を含めて1年以内に保険契約者から当会社に申出があったとき。</p> <p>ア. 公的介護保険制度(別表2)による要介護認定(別表2)を受け、要介護2以上(別表2)に該当していると認定されたとき。</p> <p>イ. 要介護状態(別表3)に該当したと医師(注5)によって診断確定されたとき。ただし、その要介護状態(別表3)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続した場合に限ります。</p> <p>② 主約款の責任開始期前の原因による無効に関する規定により主契約が無効となったとき。</p> <p>(2) 本条(1)①または②の場合、保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次条に規定する不法取得目的による無効、詐</p>	<p>第11条 (責任開始期前の原因による特約の無効)</p> <p>(1) 次の①または②のいずれかの事由に該当した場合には、この特約を無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料(注1)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>① 被保険者がこの特約の責任開始期(注2)前の傷害または疾病(注3)を原因として次のいずれかに該当した場合で、その認定された日または診断確定された日からその日を含めて1年以内に保険契約者から当会社に申出があったとき。</p> <p>ア. 公的介護保険制度(別表2)による要介護認定(別表2)を受け、要介護2以上(別表2)に該当していると認定されたとき。</p> <p>イ. 要介護状態(別表3)に該当したと医師(注4)によって診断確定されたとき。ただし、その要介護状態(別表3)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継続した場合に限ります。</p> <p>② 主約款の責任開始期前の原因による無効に関する規定により主契約が無効となったとき。</p> <p>(2) 本条(1)①または②の場合、保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次条に規定する不法取得目的による無効、詐</p>

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後	改定前				
<p>欺による取消もしくは告知義務違反による解除または第13条（重大事由による解除）に規定する重大事由による解除の要件を充足するときは、これらの規定を適用してこの特約を無効とし、またはこの特約の取消もしくは解除をすることができるものとします。</p> <p>(注1) 主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、その際に払い込まれた当会社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注2) 復活における責任開始期を除きます。</p> <p>(注3) この特約の責任開始期(注2)前の傷害または疾病の取扱いについては、第2条（一時金の支払に関する補則）(1)の規定を準用します。</p> <p>(注4) <u>第1条（介護一時金の支払）(2)の規定が適用される場合は含みません。</u></p> <p>(注5) 日本の医師の資格を持つ者をいいます。</p>	<p>欺による取消もしくは告知義務違反による解除または第13条（重大事由による解除）に規定する重大事由による解除の要件を充足するときは、これらの規定を適用してこの特約を無効とし、またはこの特約の取消もしくは解除をすることができるものとします。</p> <p>(注1) 主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、その際に払い込まれた当会社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注2) 復活における責任開始期を除きます。</p> <p>(注3) この特約の責任開始期(注2)前の傷害または疾病の取扱いについては、第2条（一時金の支払に関する補則）(1)の規定を準用します。</p> <p>(注4) 日本の医師の資格を持つ者をいいます。</p>				
(中 略)	(中 略)				
<p>第16条（特約の消滅とみなす場合） 第1条（介護一時金の支払）(4)に規定するほか、主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。</p>	<p>第16条（特約の消滅とみなす場合） 第1条（介護一時金の支払）(2)に規定するほか、主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。</p>				
(中 略)	(中 略)				
<p><u>別表4 身体部位</u></p> <p>1. <u>身体部位とは、次に掲げるものをいいます。</u></p> <table border="1" data-bbox="103 1337 1111 1461"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1337 152 1377"></th> <th data-bbox="152 1337 1111 1377">身体部位の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1377 152 1461">1</td> <td data-bbox="152 1377 1111 1461">脳（脳神経および脳血管を含みます。）および頸動脈（腕頭動脈、総頸動脈、外頸動脈、内頸動脈および椎骨動脈をいいます。）</td> </tr> </tbody> </table>		身体部位の区分	1	脳（脳神経および脳血管を含みます。）および頸動脈（腕頭動脈、総頸動脈、外頸動脈、内頸動脈および椎骨動脈をいいます。）	(新 設)
	身体部位の区分				
1	脳（脳神経および脳血管を含みます。）および頸動脈（腕頭動脈、総頸動脈、外頸動脈、内頸動脈および椎骨動脈をいいます。）				

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後		改定前
2	左眼球	
3	右眼球 (左眼球、右眼球には、それぞれ同側の眼球附属器(眼瞼、結膜および眼筋等をいいます。)、網膜および視神経を含みます。)	
4	左耳	
5	右耳 (耳とは、内耳、中耳および外耳をいい、左耳、右耳には、それぞれ同側の聴神経および乳様突起を含みます。)	
6	鼻(副鼻腔を含みます。)	
7	咽頭および喉頭	
8	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	
9	甲状腺(副甲状腺を含みます。)	
10	食道	
11	胃	
12	小腸(十二指腸、空腸および回腸をいいます。)	
13	大腸(結腸、直腸、盲腸および虫様突起をいいます。)	
14	肝臓、胆嚢および胆管	
15	膵臓	
16	心臓(冠動脈、心膜および心膜腔を含みます。)	
17	大動脈(上行大動脈、大動脈弓および下行大動脈をいいます。)	
18	大静脈(上大静脈および下大静脈をいいます。)	
19	肺臓(肺動脈および肺静脈を含みます。)、胸膜、気管、気管支および胸郭	
20	左腎臓	
21	右腎臓 (左腎臓、右腎臓には、それぞれ同側の副腎および尿管を含みます。)	
22	膀胱および尿道	
23	前立腺、辜丸、副辜丸、精管、精索および精嚢	
24	子宮、卵巣および子宮附属器	
25	左乳房	
26	右乳房 (左乳房、右乳房には、それぞれ同側の乳腺を含みます。)	

介護一時金特約条項 新旧対比表

改定後		改定前
27	<u>左鼠蹊部</u>	
28	<u>右鼠蹊部</u>	
29	<u>脊椎（頸椎、胸椎、腰椎、仙骨および尾骨をいい、それらの部位の脊髄、 神経根および靭帯を含みます。）</u>	
30	<u>左肩関節部</u>	
31	<u>右肩関節部</u>	
32	<u>左鎖骨</u>	
33	<u>右鎖骨</u>	
34	<u>左股関節部</u>	
35	<u>右股関節部</u>	
36	<u>左上肢（左肩関節部を除きます。）</u>	
37	<u>右上肢（右肩関節部を除きます。）</u>	
38	<u>左下肢（左股関節部を除きます。）</u>	
39	<u>右下肢（右股関節部を除きます。）</u>	
40	<u>皮膚（頭皮を含みます。）</u>	
41	<u>上顎骨、下顎骨、顎関節および頬骨</u>	
42	<u>肋骨、肋軟骨および胸骨</u>	
<p>2. <u>身体部位の区分は前1.の表1～42によるものとし、前1.の表において同じ 番号が付された身体部位は同一の区分に属する身体部位とみなします。</u></p>		